

別紙 1－2 ＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【8／15】

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜国際的な医療サービスと医療交流の促進＞＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において国際医療交流の拠点形成に資する医療サービスを提供する事業者

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
海外の高度な医療を提供する医療機関、研究機関とのネットワークを有する医療機関が、日本の医療技術の高度化・国際化の強化をめざすための国際医療交流の拠点となる医療施設を開業する。
当該医療施設においては、当該ネットワークを通じ、シンガポールを始めとしたアジア諸国やアメリカの基礎研究・臨床研究機関で高度な医療技術を習得した医師が診療にあたることにより、高度な医療の提供を行うものである。
また、海外での医療経験を有し、言語のみならず、海外の文化や生活様式を理解した医師による医療の提供により、外国人が来訪し、居住し、働きやすい環境整備をより一層充実させ、海外の有能な人材や優れた企業の集積を支援する都市インフラ機能の強化にもつながることから、国際医療交流の拠点形成に資するものである。
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号
第2項第6号 高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業
第2項第8号 高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続きの代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。第5項第3号及び第5条第3項第5号において同じ。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
国際戦略総合特別区域計画においては、評価目標として輸入医薬品、輸入医療機器の市場シェアの拡大を掲げている。国際医療交流の拠点となる医療施設の開業は、海外の医療機関、研究機関との連携強化を通じた医療従事者の活発な交流を促進し、医薬品、医療機器の市場拡大に寄与するもので、上記の目標の達成に資する事業である。また、都市インフラとしての医療の提供により、海外の有能な人材や優れた企業の流入を促し、海外からの投資を呼び込むための環境整備にもつながる、国際競争力強化のために不可欠な事業である。
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
医療施設の建物付属設備等
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
大阪駅周辺地区
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期
平成24年上半期から事業実施予定